

清水アキラスペシャル
第49回全日本公認甲信越ブロック連合
中学校・チルドレンスキー競技会開催要項

主催 (公財) 全日本スキー連盟甲信越ブロック協議会
(公財) 長野県スキー連盟 山ノ内町体育協会
主管 志賀高原スキークラブ 志賀高原観光協会
公認 (公財) 全日本スキー連盟
後援 (公財) 新潟県スキー連盟 NPO 法人山梨県スキー連盟 長野県教育委員会
長野県中学校体育連盟 新潟県中学校体育連盟 山ノ内町 山ノ内町教育委員会
協賛 長野電鉄株式会社 長電バス株式会社 信濃毎日新聞社
SBC信越放送 NBS長野放送 TSBテレビ信州 a b n長野朝日放送
北信ローカル 山ノ内町観光連盟 志賀高原索道協会
山ノ内町商工会 志賀高原旅館組合

- 1 期 日 2016年3月21日(月)～25日(金)
2 場 所 志賀高原 ジャイアントコース
3 種目・日程

期 日	種 目	時 刻	場 所
3月21日(月)	開 会 式 (K-1のみ)	16:00	志賀高原総合会館 98
	チームキャプテンミーティング		
22日(火)	K-1男子ジャイアントスラローム	16:00	志賀高原総合会館 98
	K-1女子ジャイアントスラローム		
	チームキャプテンミーティング		
23日(水)	K-1男子スラローム	16:00	志賀高原総合会館 98
	K-1女子スラローム		
	開 会 式 (K-2のみ)		
	チームキャプテンミーティング		
24日(木)	K-2男子スラローム	16:00	志賀高原総合会館 98
	K-2女子スラローム		
	チームキャプテンミーティング		
25日(金)	K-2男子ジャイアントスラローム		ジャイアントコース
	K-2女子ジャイアントスラローム		

* 各種目スタート時間はチームキャプテンミーティングにて発表いたします。
各チームの代表者は必ず、チームキャプテンミーティングに出席してください。

- 4 参加資格 (1) S A J 競技者管理登録がされていること。
 (2) 小学校5年生から高校1年の早生まれであること。
 カテゴリーの対象は以下のとおり。
- ① K - 1 カテゴリー
 平成15年4月2日生～平成17年4月1日生の競技者が対象
 (小学5年生、小学6年生)
 ※ただし責任者又は付添者の引率があること。
- ② K - 2 カテゴリー
 平成12年1月1日生～平成15年4月1日生の競技者が対象
 (中学1・2・3年生及び高校1年生の早生まれ)
- (3) スポーツ傷害保険、又はこれに準ずる傷害保険に加入していること。
 (4) スキーにおける危険や防止法等を熟知(講習)していること。
 ※別紙「スノースポーツ競技者の心得」を参照
- 5 ブロック (1) 開催県枠 長野県連推薦選手
 出場枠 (2) 開催ブロック枠 新潟県 男子70名 女子70名
 山梨県 男子10名 女子10名
 (3) 開催ブロック以外のブロック 男子10名 女子10名
 ※開催ブロック以外のブロックは、各ブロックで参加選手を集約し、都道府県単位で
 エントリーをすること。
 ※参加選手が180名を超えた場合には、甲信越ブロック以外のブロックからK-1
 は抽選、K-2はSAJポイントの下位の者から制限を行う。
- 6 スタート (1) スタート順について
 について ○K-1 競技
 S A J ポイントの上位15名を第1シードとしダブルドロウを実施。
 以降S A J ポイント順。※同ポイント、ノーポイントはシングルドロウを実施。
 ○K-2 競技
 長野県選手の種目別Kポイント上位15名を第1シードとしダブルドロウを実施。
 以降はS A J ポイント順。※同ポイント、ノーポイントはシングルドロウを実施。
- (2) 競技前日のTCMにて、日程、会場の最終決定、ドロウ、B i b配布を行います
 ので、代表者は必ず出席してください。**TCM開始までにエントリーした選手の出場が確認できない場合は出場できません。**
- (3) スタート制限について
 技術系(S L、G S)合計、小学5・6年生は8レース以内、中学校1・2年生は
 10レース以内、中学校3年生は12レース以内、高校1年生の早生まれは制限なしとし、
 確認は各都道府県で行うこと。

- 7 競技規則 (1) この大会に定められている規則の他、全日本スキー連盟競技規則(最新版)による。
- 8 申込方法 (1) 申込先 〒381-0498
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1 山ノ内町教育委員会事務局内
志賀高原少年スキー大会事務局宛 TEL 0269-33-1102
- (2) 申込方法 ・全日本スキー連盟指定の標準エントリーフォームにより申し込んでください。
※開催地ブロック以外はブロックで集約し、都道府県単位で申し込んで下さい。
・宿泊確認書及び参加料振込確認表、振込通知書の写し等(振込が確認できるもの)を添付すること。
・参加申込書には、必ず宿泊先を明記すること。
・尚、FAXでの申込は一切受け付けません。
- (3) 参加料 1人1種目 2,300円
- (4) 大会協力費 1人1,000円
・参加料及び大会協力費は下記口座へお振込みください。
【振込先：志賀高原農協 本所 (普) 6229409
志賀少年スキー大会事務局 代表 新井孝宣】
- (5) 申込締切日 2016年3月11日(金) 必着
- 9 表彰 (1) 各種目3位まで表彰状及び賞品を授与し、6位まで表彰状を授与する。
(2) 表彰式は各競技終了後、競技会場で行う。
- 10 宿泊 (1) 1泊2食付 税込 6,200円選手のみ(引率者及び帯同者は7,200円)
(2) 宿泊については各学校・団体ごとに直接ホテルへ申し込む。
(宿泊場所についての問い合わせ先：志賀高原観光協会事務局 TEL 0269-34-2404)
- 11 その他 (1) リフト券は個人負担とする。

清水アキラスペシャル 第49回全日本公認甲信越ブロック
 連合中学校・チルドレンスキー競技会
参加料振込確認表
 K-1クラス用

K
-
1
用

_____ スキー連盟

* _____ ブロック

・ポイント取得選手 _____ 名

・ブロック推薦選手 _____ 名

平成28年 月 日

申込み責任者氏名 _____ 宿泊先 _____

連絡先 TELor携帯 _____ FAX _____

種 目	参加料	参加人数	参加料計
K-1男子GS	1名1種目 2,300円	名	円
K-1男子SL	1名1種目 2,300円	名	円
K-1女子GS	1名1種目 2,300円	名	円
K-1女子SL	1名1種目 2,300円	名	円
合 計		名	円
大会協力費 1名	1,000円	名	円

※必ず振込通知書等の写しを添付してください。

住 所: 〒 _____

氏 名: _____ 様

※参加受付通知を送付しますので、こちらに送付先を記入してください。

返
信
用

清水アキラスペシャル 第49回全日本公認甲信越ブロック
 連合中学校・チルドレンスキー競技会
参加料振込確認表
 K-2クラス用

K
-
2
用

_____ スキー連盟

* _____ ブロック

・ポイント取得選手 _____ 名

・ブロック推薦選手 _____ 名

平成28年 月 日

申込み責任者氏名 _____ 宿泊先 _____

連絡先 TELor携帯 _____ FAX _____

種 目	参加料	参加人数	参加料計
K-2男子GS	1名1種目 2,300円	名	円
K-2男子SL	1名1種目 2,300円	名	円
K-2女子GS	1名1種目 2,300円	名	円
K-2女子SL	1名1種目 2,300円	名	円
合 計		名	円
大会協力費 1名	1,000円	名	円

※必ず振込通知書等の写しを添付してください。

住 所: 〒 _____

氏 名: _____ 様

※参加受付通知を送付しますので、こちらに送付先を記入してください。

返
信
用

スノースポーツ競技者の心得

1. スノースポーツに内在する危険

スノースポーツには内在する以下の危険がある。

- ① 降雪・吹雪・降雨・濃霧など天候に伴う危険
※ホワイトアウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）を含む
- ② 崖・急斜面・溝・沢など地形に伴う危険
- ③ アイスバーン・深雪・クレバス・雪崩など雪質や雪面の状態による危険
※ツリーウェル（樹木の傍に空いた深い穴）、ツリーホール（春先など雪解けにともない樹木のまわりに露出した地面）なども含む
- ④ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
- ⑤ リフト支柱・人工降雪設備・標識・ロープ・マットなど人工の工作物との衝突による危険
- ⑥ 雪上車両との衝突の危険
- ⑦ スノーパークの利用に伴う危険
- ⑧ スキーヤーのスピードの出し過ぎによる危険
- ⑨ 自己転倒による危険
- ⑩ 他のスキーヤーとの衝突による危険
- ⑪ 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
- ⑫ 不適切な用具の使用などによる危険
- ⑬ その他、これらに類する危険

2 スキーヤーの責務

1 滑走にあたって

- (1) スキーヤーはスノースポーツに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走しなければならない。
- (2) スキーヤーは常に視界のおよぶ範囲内で動き、いつでも止まったり曲がったりできなければならない。

2 リフト搭乗にあたって

- (1) リフト搭乗者とは、リフトに搭乗しているスキーヤーだけではなく、搭乗するために待機しているスキーヤーや搭乗し終えたばかりのスキーヤーを含む。
- (2) リフト搭乗者は、掲示板の注意書等を読み、これに従って搭乗しなければならない。

- (3) 搭乗に不安を感じるスキーヤーは、その旨を係員に申し出て、必要な援助を得なければならない。

3 標識・指示の遵守

- (1) スキーヤーは、スキー場にある標識・掲示や場内放送、コースマップに記載されている注意書・警告、パトロール等スキー場係員の指示に従って行動しなければならない。

4 禁止行為

スキーヤーは以下の行為をしてはならない。

- ① コース外を滑走すること
- ② 閉鎖中のコースに立ち入ったり、滑走したりすること
- ③ 立木・リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの間近を滑走すること
- ④ 他のスキーヤーの間近を滑走すること
- ⑤ 他のスキーヤーの滑走を妨げること
- ⑥ 圧雪車(ゲレンデ整備車)を含む全ての雪上車両に近づくこと
- ⑦ リフトの運行を妨げること
- ⑧ 飲酒や薬物等の影響により、心身が正常でない状態で滑走すること
- ⑨ 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりすること
- ⑩ その他、これらに類する行為

5 徐行義務

スキーヤーは、以下の状況の下では徐行しなければならない。

- ① 徐行の標識があるところ
- ② 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- ③ シーズン初めや春先など積雪が十分でないとき
- ④ 降雪・吹雪・濃霧・日没時などで視界が悪いとき
- ⑤ ホワイトアウト（天候の具合で雪面の高低や凹凸が分かりにくい状況）のとき
- ⑥ 立木・切り株・茂み・岩石・露出した地表・水路など自然の障害物に近づいたとき
- ⑦ リフト支柱・人工降雪設備・ネット・ロープ・マットなどの人工の工作物に近づいたとき
- ⑧ コースの合流地点やコースが狭いところ
- ⑨ コースの脇や末端に近づいたとき
- ⑩ リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- ⑪ コースが混雑しているとき
- ⑫ キッズエリア（子供用ゲレンデ）に近づいたとき

- ⑬ 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両に近づいたとき
- ⑭ その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

6 滑走時の義務

- (1) 滑り出し・流入・横断のときは、上方からのスキーヤーを優先させる。
- (2) 滑走中は前方のスキーヤーの動向を注視し、前方のスキーヤーとの間に安全な距離を保つ。
- (3) ゲレンデ内で立ち止まったり、登り・降りをするときは、コースの端を利用する。
- (4) 業務のために出動しているパトロールや運行している雪上車両があるときは、その運行を優先させ、進路を空けて停止または徐行する。
- (5) スキーヤーは流した滑走具で他の人に危害を与えないよう用具に流れ止めをつける。
- (6) 深雪を滑走する際には、万が一雪に埋まった場合に呼吸の確保が出来るように予めストックの手皮から手を外しておく。また、ツリーウェルに落ち込まないよう大木の間近を滑走しない。

7 スノーパーク利用上の義務

スノーパークの滑走者は次のことを守らなければならない。

- (1) 掲示板などの注意書に従う。
- (2) 自らの能力と技術の範囲内で滑走する。
- (3) 着地点の周囲の安全を確認してからスタートする。
- (4) ヘルメットその他必要な防具を着用する。

8 引率者・指導者の責務

- (1) 引率者・指導者とは、個人やグループまたは団体をスキー場に案内し、スキーヤーを指導・監督・介護する者をいう。
- (2) 引率者・指導者は、この基準に定めるルールを率先して守らなければならない。
- (3) 指導者は受講者に滑る技術を教えるだけでなく、この基準に定めるルールおよび安全に滑走する方法も指導しなければならない。
- (4) 指導にあたっては天候や雪質・コースの状況等を考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課したり、雪崩などの重大な危険に遭わせてはならない。

9 受講者の責務

- (1) 受講者はスキー場において他のスキーヤーに対して何の優先権も持たない。
- (2) 受講者は引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らこの基準が定めるルールを守って行動しなければならない。

10 子供の保護者・付添人の責務

- (1) 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせてはならない。
- (2) 保護者・付添人は子供に対して、スキー場で守るべきルールについて教えなければならない。

11 競技者

- (1) 競技者とは、現に競技に参加しているスキーヤーだけでなく、競技に参加するために練習をしているスキーヤーや競技前の足慣らしをしているスキーヤーも含む。

12 救助義務

- (1) 事故が起きた場合、全てのスキーヤーは事故者を援助しなければならない。
- (2) 事故の当事者および目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール員などスキー場係員に通報するとともに、怪我人の救助に協力しなければならない。
- (3) 事故の当事者および目撃者は、パトロール員などスキー場係員や当事者の求めに応じて、事故状況および氏名・連絡先などを正確に伝えなければならない。

13 搜索費用の負担

スキーヤーがスキー場管理者の規制を無視してコース外や管理区域外に出て遭難したときは、スキーヤーは搜索および救助に要した費用を負担しなければならない。

14 ヘルメット・帽子の着用

- (1) スキーヤーはヘルメット・スキー帽を着用することが望ましい。
- (2) アルペン競技者（練習中も含む）はヘルメットを着用しなければならない。

15 保険加入の勧め

スキーヤーは事故に備えて、あらかじめ傷害保険等に参加しておくこと。